

# 唐律における「部曲」について

大 澤 正 昭\*

## On the Bu-qu Prescribed in the Tang-lü

Masaaki Osawa

(1978年9月30日受理)

### はじめに

唐代の身分制，就中，良賤制をいかに把えるかは古くて新しい課題と言えるが，浜口重国氏の大作『唐王朝の賤人制度』（東洋史研究会，1966年）完成以来，良賤制理解は史料的にも構造的にも新しい次元に到達したと考えられる。以後，関連分野の研究は浜口氏の業績を抜きにして考えることはできない。しかし，そこには未だ検討すべき問題が残されていることも事実であり，実際少なからぬ論争があること周知の通りである。この論争の主要な論点の一としてあるのが，かの上級賤民たる「部曲」をどう見るべきかという点である。もとより，「部曲」は唐律の身分体系を特徴づける存在と言っても過言ではないほどの歴史的な性格を帯びている。それ故，この「部曲」をいかに位置づけるかという問題は，唐代或いはその前後の中国社会を考える場合，避けて通れない問題でもある。小稿ではかかる問題意識から「部曲」に関していささかの考察を行なってみたいと思う。

ところで，この「部曲」を奴隸範疇で把えるか，農奴範疇で把えるかは従前よりの主要な論争点であった。そしてこの論争は，当該段階の社会構成を如何に考えるのか，さらに当時の中国史像をどのように構成するのか，など時代区分論にも影響する重要な論点であるが故に，絶えず注視を受けてきたのであった。しかし，その議論は十分かみあわず平行線を辿るかの如くに思われる側面もないとは言えない。その原因の一つとして，決め手ともなるべき史料が残されていないという事実があることも亦周知の通りであり，今後別の角度からの検討が要求されよう。かかる事情より，小稿では，かかる史料の問題は暫く措き，唐代乃至は唐宋変革期における土地所有・経営の展開をより深く把えようとする立場から<sup>1)</sup>，「部曲」をめぐる論争点に若干の整理・検討を行なってみたいと思う。ただ，さし当てる考察の主眼は，紙数の関係もあるので，唐律及びそこに表現された「部曲」の法的位置をどのように理解するかという点に絞り，今後の研究の足がかりとしたいと考える。

### 1. 部曲の性格規定をめぐる

部曲を私奴婢と同様奴隸範疇で把えようとする論者には，浜口氏の他に，仁井田陞・尾形勇・堀敏一・山根清志<sup>2)</sup>などの諸氏があげられ，一方，農奴範疇で把えようとする論者の代表は宮崎市定氏<sup>3)</sup>である（草野靖氏の議論の進め方も宮崎氏と共通する側面が多い。しかし，草野氏は明確な農奴規定は行なわず，部曲は「封建的な主僕の道徳観念に支えられて規定されている」身分と考えられている<sup>4)</sup>）。

\* 史学研究室

### (1) 唐津における用語の問題

さて、これら両者の間の論争において、奴隸・農奴規定に触れる前に問題としておきたいのは、そのアプローチの方法の違いである。概括的に言って、浜口氏をはじめとする論者の出発点にはまず唐律の規定があり、それを実態としての部曲的存在へ敷衍して考えられている感があり、他方、宮崎・草野両氏は実態としての部曲を確定することから出発して唐律の条文を解釈している感がある。殊に宮崎氏の場合には部曲＝荘園労働者とする氏独特の理解があり<sup>6)</sup>、それとの関連において考察されている。

かかる方法はそれぞれに長所があり、方法のみの当否を論ずることは無意味である。けれども、このような発想の違いは、結局、論争がすれ違う一つの要因ともなると考えられるので、論争整理の前提として若干の検討を試みておきたい。

この点を考察するに当たって、我々はまず唐津における用語と現実社会の実態をさす用語との差異に注意せねばならない。即ち、唐津に使用される「部曲」は現実社会における何らかの具体的存在を指す語であるのか、或いは、一定の概念化・抽象化が行なわれ、もとの語よりもより広い内容が付加された語であるのかという問題である。もし后者であるとすれば、用語の検討は論争の焦点を合致させるための重要なポイントとなるであろう。

ところで唐津のみならず前近代の法においてこのような用語の概念的用法がどの程度行なわれていたかについては今後の研究に俟たねばならない。しかし、『唐律疏議』の各条文及び疏議を通読した限りでは、事実を抽象化した用語がかなり使用されていることを感じさせられる。そのような抽象化の一つの例としては、例えば「同居」なる語をあげることができる。この頻繁に使用される語は、滋賀秀三氏の研究によれば、単に「同財共居」を意味するのみならず、ここには文字通りの意味での「共居」という概念は必ずしも含まれないとされる。つまり同一所に住んでいない場合であっても「同居」という語は用いられていたというのである<sup>7)</sup>。このような滋賀氏の理解は唐津のみの解釈ではなく、近代中国における事例をも包括した理解なので、直ちに全面的に支持するというわけにはゆかないが、唐代よりすでに前述の如き概念が内包されていたと考えることも無理ではない。「同居」はもと「同爨」とほぼ同義に使用されているわけであり、その意味する範囲は拡大しつつあったと考えられるのである。かくて、唐津における用語はより広い範囲での意味が賦与され、より概念化・抽象化された用語となっていた可能性がある。

さて、唐津の用語に以上の如き概念化が見られる一方、現実社会にある諸関係の内、未だ法体系として組み込まれていない関係もあった。その代表的な例は雇傭関係であろう。

唐代に雇傭関係がかなりの程度まで進んでいたことは、他の史料を持ち出すまでもなく唐津の条文の中に見出すことができる。即ち、『唐律疏議』巻27雜律第25条<sup>7)</sup>の問答には二重の雇傭関係（私田の場合は本主一借主一作人、なる関係、官田の場合は官一現住現佃人一作人・耕墾人、の関係）が述べられ、ある土地からの拾得物の分配法が規定されている。また、同書巻11職制律第11条の疏議には「宜しく當郷傭作の價に準ずべし」なる句があり、傭作の一般的存在を前提としている。

ところがこのような雇傭関係に関して、唐津には何らの規定もなく、全く一般良民相互間の関係としてしか見られていない。事実、雇傭人身分が法的に成立してくるのは南宋以後であること疑いはない<sup>8)</sup>。ひるがえって、唐代の現実を見れば、長期的な雇傭人であって、部曲・奴婢とあまり大差ない地位に置かれていた者がかなりあったことも知られる<sup>9)</sup>。にもかかわらず、雇傭主と雇傭人との身分的關係は全く考慮されず、一般良民相互間のそれであった。このように、現実には展開されている諸関係が法体系として組み込まれていな

いのは、その諸関係が歴史的に未成熟であったからとも考えられるが、次章で詳しく述べよう。唐律の「家族主義」的側面<sup>10)</sup>、イデオロギー的側面もあったことは見逃せない所である。

このように見てくるならば、唐律の用語・規定には一定の制約性があるのであり、唐律を基礎として現実社会を予想することには何らかの危険性が伴うことがわかるであろう。まず、この点注意を払っておきたいと考える。

## (2) 奴隸・農奴の判別をめぐって

次に問題とすべきは、奴隸か農奴かを判別する指標についてである。

浜口氏は部曲を奴隸範疇として認識するに際して、最も重要な指標は、主家における労働型態がどうであったか、という点にあるとされた。そして、唐律の「衣食之直」を分析することによって、部曲の労働は「全くの対価なき労働」であり、それは奴隸労働と何ら異なるものではないとされた<sup>11)</sup>（仁井田氏は同様な型態を「不払強制労働」と表現された<sup>12)</sup>）。また、主人権の強さを考えれば、所有権は問題とするに足りず、従って生産手段を所有することもなかったと考えられたのであった。但し、部曲が一般の奴隸と異なる点もある。それは日本養老令に残された唐令逸文の規定で、そこには「不得盡頭驅使」とあり、これにより部曲は主人の恣意のままに労働させられることはなかったと考えられたのである。ただこの規定は主人への要請を示したに止まり、結局、部曲は奴隸と大差はない存在、しいて言えば半奴隸であると結論づけられたのであった。

かかる浜口氏の指標設定を継承しつつ、堀氏は次のように自説を展開された。即ち、部曲の主人への隷属は従来言われていたよりも一層強いものであるとすると共に、均田制の下では公に土地を支給される均田農民こそが主要生産者であって、部曲・奴婢は共に副次的な生産者であったと前提を提出する。そして、唐律の「家僕」なる規定を援用し、部曲は主家の給養を受ける家内労働者に他ならず、自家の経営を持ち地代を支払う農奴ではなかったとされるのである<sup>13)</sup>。つまり、部曲の隷属度、自家経営の可能性などの指標をも取り入れつつ、部曲は奴婢と同様な奴隸であるとされたのである。

一方、宮崎氏は部曲を農奴と規定する指標として、家族を持ち得る点、資財の所有が認められている点を重視され、さらに官戸と官奴婢の関係が部曲と私奴婢との関係に等しいとして賦役労働のあり方にも注意された。かくて、宮崎氏は氏の理解される中国中世の荘園像とも関連して、部曲は自家のための労働時間をも保有した、荘園の労働者であり、西洋中世荘園における農奴 (serf) と近似の存在と考えられたのであった<sup>14)</sup>。

以上、三者の論点をよくかいつまんでまとめてみたわけであるが、これらの論点には均田制理解の根本的な相違や、当時の土地所有に対する見方の大きな違いなども背景にあり、問題は単純には考えられない。しかし、三者の論点はいずれも重要な指標を提起してはいるものの、議論の焦点がややずれていることも見逃せない。それ故、ここで我々が考察する際の指標ともなる点を再確認しておく必要があるであろう。とりあえず、ごく一般的に我々がふまえるべき問題を立ててみれば次のようになるであろう。

普通、ある歴史的存在が奴隸か農奴かを考える場合には、経済外的強制を含む人格的隷属のあり方とその特質を分析することは前提である。そしてその隷属の下で実質的な生産手段の所有がどの程度進んでおり、自己の事実上の経営がどの程度まで確立しているか、そして剰余生産物はどの程度取得可能であるのか、等の諸点がまずもって分析されねばならない。これらの諸点が検討され、生産関係に占める位置が確定されてはじめて、奴隸か

農奴かが認識されるわけである。

さてこれらの点に基づいて考えれば、浜口氏の言われるような、主家における労働型態如何を主な根拠とする理解では不十分と言わざるを得ない。一方、堀氏・宮崎氏の理解では各々論拠とされる史料（主要には唐律の規定）に対する比重の置き方、解釈の範囲にもかなりの差が認められる。それ故、我々はまず論争の前提を再確認しておくことが求められてくるのである。そして、それに基づいて、各々の解釈の当否が考えられねばならないであろう。ここでは、論争の過程で或いは他の主題での研究において積み重ねられてきた成果をふまえ、唐律の規定中、我々が注目すべき点を確認してみたい。それは箇条書きにすれば以下になるであろう。（なお、従来の研究の中で奴婢と部曲を対比する表が作られているので、ここでは重複を避けるという意味も含めて、我々が当面注目すべき点のみをあげたい。）即ち、部曲は

- ①独立の戸籍はなく、居住移転の自由はない。
- ②転事に際して新旧主人間で「衣食之直」が授受されるが、売買の客体とはされない。
- ③身分は賤民であっても、刑罰その他の規定では奴婢より一段階上に位置づけられる。
- ④同色婚及び良民の女を娶ることができる。
- ⑤財物の所有が認められている。

ほぼ以上の五点となる。我々はこれらの点をふまえた上で、さらに、隸属の強さ、自己の経営の可能性、所有権のあり方、等についての分析を深化することが必要である。しかし、そのためには新たな要素を視野に入れてゆかねばならない。それは唐律の持つ歴史的制約性及びその制約を実現している基本理念である。即ち、礼的秩序<sup>15)</sup>の表明とされる家族主義的側面とは何であり、唐律の規定に対していかなる影響を与えているのか、また、唐律にあってはどのような家族像を前提としているのか、等の諸点がまず検討され、その後、当面の我々の課題たる部曲の位置が考察されねばならないのである。以下、我々は唐律に表現された「家族」に目を転じたい。

## 2. 唐律の家族と部曲

まず一般に家族とはどのような概念であり、いかなる範囲を持つものであろうか。この点、最近の社会人類学の研究成果は貴重な示唆を与えてくれるが、家族の定義をめぐるにはやはり多くの論争が展開されているようである。けれども、この論争の中で、家族を定義する際の重要な要素としてとりあげられるのは「かまど」である。つまり、一つの「かまど」を中心として営まれている生活共同体を家族と考える点では各論者共かなり共通しているという<sup>16)</sup>。これは中国における「同爨」と共通する概念なのである。

ではかかる家族は唐律にあってはどのように表現され、或いは規定されているであろうか。唐律に「家族」という用語、或いは類似の用語が存在しないことは周知の通りである。また「家」なる語の指し示す範囲があいまいであることも指摘されている<sup>17)</sup>。このことは中国特有の、「宗族」をもっとも重視する考え方の反映であり、所謂家族はその中にすべて包摂されてしまう存在なのである。

しかし、前述の如き家族が、当時の生活・生産活動に主体的役割を果していることも事実で、唐律では宗族関係の背後に隠れるような形で表現されているのである。従って、その家族像は単純ではなく、いくつかの要素の複合として、いわば「最小公倍数」的家族像として表現されていると考えられる。とすれば、我々はかかる要素を個別に取り出し分析すれば、唐律の家族像を考察することができるであろう。ではその要素とは何であろう

か。それは概ね三項目として取り出し得る。即ち「戸」や「籍」という国家側からの概念を除いた場合、唐代の家族を構成する要素としては、直系親族・同居親族・賤民をあげることが可能である。勿論、この他に雇傭人も考慮する必要があるかも知れないが、唐律では除外されているわけであるから、一応これら三点に絞っておきたい。次に、これら各要素のあり方につき、主に滋賀秀三氏の研究に触れつつ<sup>18)</sup>、考察してゆこう。

まず直系親族であるが、これは自明の如く唐律には父子関係にある者はすべて共同生活を営むべきであると規定されているものである。そして「累世同居」が褒賞の対象とされる所以でもある。つまり、父母存命中に家産の分割を行なう者は「不孝」として唐律の十悪の一に数えられ<sup>19)</sup>、庶民は徒三年の罪<sup>20)</sup>、官にある者は一官を免ぜられる<sup>21)</sup>。そしてこの規定は父母死後三年（27ヶ月）の服喪期間が終るまで遵守するべきであった。

しかしかかる規定は「礼」を基とした道徳的側面が濃厚で、現実問題としてはかなり実行し難かったと考えられる。唐代の史料に散見する数世代同居の例は褒賞の対象としてとり上げられてはいるものの、この事は逆にかかる数世代同居の例が一般には稀であったことをも示している。かくてこの規定は法文上においてもより寛容なものへと変化してゆくこととなるのである。即ち、明律における同種の規定はかなりゆるやかであり、尊長が告訴した場合のみ問題とされることとなる。自然、告訴がない場合は父母存命中の家産分割であっても黙認されたのであった<sup>22)</sup>。

とは言え、たてまえとしてではあっても唐代には直系親族の共同生活は強く求められ、彼らは「孝」の道徳に従って生活することが要求されたのであった。

ところで、この場合の家産のあり方に注意しておきたい。即ち、家産は家族員の共有であり、その分割に際しては、兄弟均分の原則によって分割される<sup>23)</sup>。しかし、分割以前に特有財産という形で、家長以外の家族員が自身の財産を持つ場合があった。滋賀氏はこれを格別な所得（官俸・賜田など）・妻の持参財産・婦女の個人財産の三種に分けて考察されている。そしてこれらの財産は家産分割の対象とはされず、個人の保有部分として扱われたのである<sup>24)</sup>。この特有財産は普遍的な規定であるとはされていないが、生活共同体としての家族内における家族員の私産のあり方として注目しておきたい。

さてかかる家族の下では、賤民は部曲・奴婢の区別なく家産の一部として規定されていた。家産分割に際しては部曲・奴婢・その他の家産につき平等に分割された。この賤民の家産としての共有は、賤民解放の際に、家産分割を受ける権利を有する家族員全員の署名が必要であるとする規定<sup>25)</sup>からも知ることができるのである。この次元においては、部曲・奴婢の差はなく、共に「主」に隷属する賤民なのであった。

次に同居親族である。ここに言う同居は前述の如き広い意味を内包するが、原則として「同一のかまど」によって生活することを意味する。そして、一単位の資産（主に土地）を基礎として、衣食などの家計を共にする親族を意味しているわけである。即ち、前述の直系親族に、何らかのつながりのある旁系親族が複合している形態なのである。そして、はるかに遠い親族、所謂「無服の親」であってもこの同居概念に含まれている<sup>26)</sup>。

このような関係は唐律では「同居」として表現されているが、そこには宗族以外の者は含まれないこと前述の通りである。たとえ長期間雇傭され家族と同様に生活していたとしても、原則として、同居家族の一員とはなり得なかった。それは異姓の者は、養子などの例外を除いて、家族に含まれることはないという基本線を示しているのである。

ではかかる同居家族を統制し秩序立てているのはいかなる関係であろうか。それは直系・旁系を問わない尊長一卑幼関係である<sup>27)</sup>。すなわち、一単位の家族の中では旁系親であ

ろうとも尊長であれば家長としての地位が与えられ、それと共に家族を統制する責任も生じてくる。国家からは戸主として把握されることとなるのである<sup>29)</sup>。そしてこの他の秩序はすべて尊長一卑幼の序列に従って維持されていた。

しかし、こと家産の分割が問題とされるとなれば、おのずから直系親族とは法的立場が異なること明瞭である。この場合、彼は単に家産管理者としての役割にあったことが明確にされるわけである<sup>29)</sup>。それ故、家産取り扱いの原則に関しては、直系親族による家族の場合とほぼ同様であったと考えられる。

第三に賤民と家族との関係が考察されねばならない。賤民は前述のように基本的には家族の財産の一部を構成する。しかし、賤民は現実には物ではなく人間に他ならないという事実から様々な局面が生じてくるわけである。

まず、唐律において賤民と家との関連はどのように見られていたのだろうか。『唐律疏議』に「部曲・奴婢」と併称されて説明されている場合がいくつかあるが、これらは良民との対比で両者の違いを述べているか<sup>30)</sup>、主・家との関係を述べているか<sup>31)</sup>のいずれかである。このことは賤民としての部曲・奴婢は、共に家族とのつながりにおいて、より明確にその存在が規定されていることを示している。さらに「家人とは良賤を限らず」<sup>32)</sup>とする規定もあり、賤民は家族の一員ではないまでも、それに準ずる存在として考えられているのである。そしてこのような位置づけは、公的なものと言うよりはむしろ各家族内部（私法領域）のものであり、次のような場合もその表明と見ることが可能である。つまり、大部分の規定においては資財に等しいとされている奴婢も、人としての資格が認められる場合があり<sup>33)</sup>、さらに主人による奴婢の擅殺は刑事罰の対象とされるのである<sup>34)</sup>。このように国家身分として規定された場合奴婢は資財に等しいとされてはいても、いわば私法領域にあっては必ずしもそうではないのである<sup>35)</sup>。

ここで唐律の規定を離れて、現実社会における奴婢に目を移せば、その人間としての側面乃至家族の準構成員としての側面を窺うことができる。即ち、平岡武夫氏の分析された敦煌文書の中に、解放前の奴婢が「孝道」をもって主人に仕えていたという意味の文言が登場している<sup>36)</sup>。このことは、家族内の親子関係が主人と奴婢との間にも擬制的に設定されていることを示すものとして極めて興味深い。ここでは奴婢は家族員に準ずる地位が与えられていたこと明白である。

かくて我々は賤民が家族との関係において位置が確定され、少なくとも私法領域にあっては、準家族員とも言うべき位置にあったことを確認できるであろう。そしてかかる位置は上級賤民たる部曲の場合一層明瞭であっただろうことは予測に難くない。

さて、以上のように唐律における家族のあり方及び賤民との関係を分析すれば、前節で考察した部曲の特質はどのように把握できるであろうか。ここで前節の問題設定に立ち戻ってみよう。

まず、部曲の主人への隷属の度合である。唐律のたてまえとしては、部曲・奴婢共に等しく「主」に隷属している存在であった。換言すれば「主」乃至家族との関係では等しく賤民なのであり、財産の一部なのである。従って、主の権限は自己の所有物に対する権限として第一に規定されるわけであり、この次元では、部曲・奴婢のいずれが隷属度が強いかを言うことはできない。また、堀氏の言われる如く<sup>37)</sup>「家僕」なる用語によって部曲が家内労働者であると言うこともできない。この場合、単に「家」に隷属する者という位の意味しか持たないことは前述の論理から明らかであろう。従って、部曲の自己の経営の可能性については別の次元で論じなければならない。

では、その点はどのように考えられるのか。ここで想起したいのは、部曲は奴婢と比較した場合、明らかに人間としての性格が公認されていることである。そして、婚姻の対象範囲も一層広く、しかも良民をも含むという点は注目しておきたい。即ち、部曲自身とその家族とは奴婢よりも一段普遍的な存在として承認されているわけであり、家族としての結合も一定保障されていると考えられるのである。そして、この点はもし部曲に自己の実質的な経営を持てる条件があれば、重要な役割を果たすこととなるのである。

ところで、ここでまた想起したいのは、前述した家族員の特有財産である。それは共有という原則をもつ家産の内部で潜在的に承認されていた私産であった。そしてそれは不動産をも含むもので、小作に出したり質入れしたりという使用収益の方法にも束縛はなかったという<sup>39)</sup>。とするならば、同様の関係において、部曲が実質的に経営している私産的なものの存在、或いは、かの特有財産の一部の経営を任せられるという事態の存在は当然予想される所である。ここで、唐律の「良人・部曲は合に資財有るべし」<sup>39)</sup>という規定はより大きな意味を持ってくることになる。つまり、部曲の実質的な所有が認められているのり、この点から考えても、浜口氏のように部曲が生産手段を所有することはなかったと断て定することはできないのである。部曲の所有権はより広い視野で把えられねばならないであろう。

このように部曲の経営の問題を考えると問題となるのは、「転事」つまり人格的隷属関係の存在が明確に規定されている点である。これは部曲と主人の関係が土地を通じて或いは土地を重要な媒介項として成立している隷属関係ではなく、あくまで人格的な隷属関係であることを示している。ただ、前述の通りの家族の存在、資財の所有は最低確認できる所であり、部曲の転事は容易には行ない得ないだろうことが予想される。すなわち、法制的に転事が規定されてはいるものの、それほど頻繁に行なわれたと考えることはできず、その経営の可能性を否定することにはならないであろう。

さて、以上のように考えることが許されるとすれば、唐律にみる部曲は、家族秩序内に位置づけられた農奴的存在の法的表現と考えることができるであろう<sup>40)</sup>。ただこのような結論を導くためには少なくとも、唐律における部曲概念が、現実社会のどのような存在を指し示すのか、そしてその歴史的な性格はいかなるものであるのか分析されなければならない。かかる研究が行なわれて後にはじめて「部曲」は農奴であったか、奴隷であったかが認識されるのである。

## おわりに

以上唐律上の部曲に焦点を合わせて考察してきたわけであるが、今後の課題として我々が取り組むべき実証的問題のいくつかにふれておきたい。

重要な課題となるのは、実態上の部曲をどのような存在と考えればよいのかという点である。部曲はあまりに普遍的な存在であったが故に史料上に残されなかったとする宮崎氏の説<sup>41)</sup>は一つの見識ではあるが、未だ検討する余地が残されていると思う。現在の所検討可能な点としては二点考えられる。一は先の拙稿において若干考察を加えた「荘客」であり、いま一は一般史料上に頻見する「奴・僕」である。

「荘客」について言えば、その人格的隷属といい、財産の所有といい、小稿で検討した「部曲」とかなり近似の側面があった。しかしながら「客」の字が使用されている点、いささか躊躇を感じるのである。つまり「客」なる語の意味する所はあくまで「外来者」であり、家族とは一歩離れた存在だからである。ちなみに小説類に使用された「客」は圧倒

的の大部分が「賓客」的な意味なのである。他に「客傭僕」「商客」などの用例もあるが、外来者という意味には変りなく、家族内の用法ではない。それ故、我々は「荘客」をはじめとする荘園労働者の研究を一層深化し、家族との関係や「客」の意味内容についてもう一步つっこんでみなければならない。

もう一つは史料上にみる「奴・僕」の分析である。最近、高橋芳郎氏は宋元時代の「奴」は基本的に傭傭労働者あったとする説を展開された<sup>42)</sup>。このような理解が唐代にまで遡られるかどうかは暫く措くとしても、唐代の「奴・僕」の分析は一つの課題となるであろう。もし、唐律に見る奴婢・部曲が共に「奴・僕」として認識されているとすれば、その実態的史料を分析することによって、二種の「奴・僕」を分けることが可能だと考えられるからである。よく知られているように史料上の「奴・僕」はこれまたあいまいに使われている場合が多い。真の意味での奴隷を指す場合とその他の場合とかなりの程度まで併存していると考えられるので、この点の弁別が求められるわけである。

以上若干の実証的課題を述べてみたのであるが、良賤制の研究は、これだけではなく一層多くの角度から究明されねばならない。国家支配におけるその役割、我々は直接的に生産関係において占める位置等も重要な課題となるであろう。今後の課題としたい。

#### 註

1. この点拙稿「唐代後半期の農民諸階層と土地所有一小説史料を中心に」(『東洋史研究』36-2, 1977年)、「唐代兩税法の性格についての覚書—唐宋変革期把握への一試論—」(『新しい歴史学のために』150, 1978年)参照。
2. 仁井田氏<sup>(a)</sup>『中国法制史研究』奴隸農奴法(東大出版, 1962年), <sup>(b)</sup>『支那身分法史』(座右宝刊行会, 1942年)その他。尾形氏「良賤制の展開とその性格」(岩波講座「世界歴史」5, 1970年)。堀氏『均田制の研究』第7章中国古代における良賤制の展開—均田制時代における身分制の成立過程—(岩波書店, 1975年)。山根氏「唐における良賤制と在地の身分的諸関係」(『歴史学研究』1977年別冊)。「唐の部曲客女身分に関する一考察—ベリオ漢文文書3608号の理解にむけて—」(『一橋研究』3-1, 1978年)。
3. 宮崎氏「部曲から佃戸へ—唐宋間社会変革の一面—」(『東洋史研究』29-4, 30-1, 1971年, 後『宮崎市定アジア史論考』中, 所収)。
4. 草野氏「唐律にみえる私賤民奴婢・部曲に就いての一考察」(『重松先生古稀記念九州大学東洋史論叢』1964年)。
5. 宮崎氏「中国史上の荘園」(『歴史教育』2-6, 1954年, 後『アジア史研究』第四, 所収)。
6. 滋賀氏『中国家族法の原理』(創文社, 1967年)第一章第二節家について, 参照。
7. 以下「唐律疏議」の引用に際しては, 紙数の関係から, 卷数とその巻の第何条目かを示すに止め, 条文を一々記さない場合もある。
8. この点, 仁井田氏前掲註2(a)著書第五章中国の農奴・傭傭人の法的身分の形成と変質—主僕について—, また最近では高橋芳郎氏「宋元時代の奴婢・傭傭人・佃僕について—法的身分の形成と特質—」(『北海道大学文学部紀要』26-2, 1978年)がある。
9. この点註1の拙稿において, 小説史料を本として若干の考察を加えておいた。
10. 桑原隲藏氏「支那の孝道殊に法律上より観たる支那の孝道」(『桑原隲藏全集』第3巻所収)参照。
11. 浜口氏前掲書, 第二章部曲客女の研究, 外篇第四篇唐の部曲・客女と前代の衣食客。
12. 前註2(a), 第一章中国法における奴隷の地位と主人権—奴隸法小史—。
13. 堀氏前掲註2論文。
14. 宮崎氏前掲註3論文。
15. この点を指摘されたのは西嶋定生氏「中国古代奴婢制の再考察—その階級的性格と身分的性格—」

(『古代史講座』7, 学生社, 1963年)であり, それを継承し展開されているのが尾形氏前註2論文である。

16. 中根千枝氏『家族の構造』(東大出版会, 1970年)第一部総論参照。
17. 浜口氏前掲書第六章部曲と家人の語, において「家人」なる用語との関連で考察されている。
18. 中国における家族の研究は多いが, ここではとりあえず, 法的側面からより厳密な解釈を行なって成果を上げられている滋賀氏の研究を参照した。
19. 『唐律疏議』巻1名例第6条。
20. 同上, 巻12戸婚第6条。
21. 同上, 巻3名例第2条。
22. 桑原隲蔵氏『唐明律の比較』(『桑原隲蔵全集』第3巻所収)また薛允升『唐明律合篇』参照。
23. 『唐律疏議』巻12戸婚第13条所引の戸令及び『宋刑統』巻12所引の同戸令。
24. 滋賀氏前掲書, 第五章家族員の特有財産。
25. 『唐律疏議』巻12戸婚第11条所引の戸令。
26. 同上, 巻6名例第2条の疏議に「同居, 謂同財共居, 不限籍之同異, 雖無服者並是」とある。
27. 『唐律疏議』の家族関係の規定の内, その半数をはるかに越える条文(試算では54条)で, 尊長一卑幼関係が問題とされている。
28. 『通典』巻7食貨丁中所引の開元25年戸令に「諸戸主, 皆以家長為之」とある。
29. 滋賀氏前掲書, 第二章家の法律的構造。
30. 『唐律疏議』巻2名例第11条の問答に「奴婢・部曲, 不同良人之例」とあり, 同巻17賊盜第13条の問答に「部曲・奴婢, 雖與良人有殊, 至於同類殺三人及支解者, 不可別為差等」とある。
31. 同上, 巻17賊盜第14条の問答に「奴婢・部曲, 身繫於主」とあり, 同巻22鬪訟第7条に「部曲・奴婢, 是為家僕, 事主須存謹敬」とあり, 同巻24鬪訟第4条に「奴婢・部曲, 雖屬於主, 其主若犯謀叛逆, 即是不臣之人, 故許論告」とある。
32. 同上, 巻8衛禁第8条。
33. 同上, 巻4名例第2条の問答に「奴婢賤隸, 唯於被盜之家稱人」とあり盗犯の被害を受けた家では人としての資格が認められている。
34. 同上, 巻22鬪訟第5条に「諸奴婢有罪, 其主不請官司而殺者, 杖一百」とある。
35. この点に関連して, 尾形氏は「家父長制的家族秩序」と賤民との関連を問題として考察されている(前註2論文)が小稿の観点とは異なる。
36. 平岡氏「放從良一白居易の奴婢解放一」(『東方学報』38, 1967年)。
37. 堀氏前掲書, 398頁。
38. 前註24に同じ。
39. 『唐律疏議』巻20賊盜第7条。
40. かかる存在が実態として確定できれば, 我々はこれを「家父長制的農奴」と呼ぶこともできる。ここで一言つけ加えるなら, これまで中国封建制を分析する場合に家父長制と農奴制を背反する概念のように考える傾向があった(例えば仁井田氏前註2(a)著書第四章中国社会の「封建」とフューダリズム)が, 中国の農奴制を分析するに当たっては, いわば「家父長制」的枠組の存在を無視することはできないであろう。既に日本史の分野では戸田芳実氏が「家父長制的農奴制」なる概念を提起して久しい(『日本領土制成立史の研究』岩波書店, 1967年)。我々は, かかる用語の妥当性はさておき, このような家父長制, 或いは小稿でみたような「家族主義」的側面の存在は視野に取り込んでゆかねばならないであろう。
41. 前註3に同じ。
42. 前註8高橋論文。

**Summary**

Many discussions have been evolved concerning bu-qu prescribed under the status system in Tang dynasty. It is one of the most important points for bu-qu to regard either as a slave or as a serf. In this article it is tried to arrange these discussions and understand bu-qu especially by going through the character of the family in Tang dynasty. In conclusion this article insists that bu-qu was legally invested with rights closely akin to serf.